定　款

株式会社トリドリ

第1章　総 則

（商 号）
第1条　当会社は、株式会社トリドリと称し、英文では toridori Inc.と表示する。

（目 的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業務及び情報提供サービス業務
2. 広告代理業務
3. 広告宣伝に関する企画、制作、印刷、製本及び販売業務
4. 各種出版物の企画、制作、印刷、製本及び販売業務
5. 市場調査業務
6. コンピューターのハードウェア・ソフトウェア及びその周辺機器の設計、開発、製造、卸売、販売及び輸入
7. 融資、保証及び債権買取りを含めた信用供与
8. 総合リース業
9. 経営コンサルティング
10. 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する斡旋・仲介
11. 各種イベントの企画、制作及び運営業務
12. 音楽、映像物の企画、制作及び販売業
13. 新商品の開発、企画、立案及び販売調査の受託
14. 特許権・実用新案権・著作権等の取得、賃貸及び譲渡
15. 通信販売業務
16. 婦人服・衣料雑貨品の企画、製造、販売及び輸出入業務
17. 靴の製造、卸売及び輸入
18. 音声、映像のソフトウェア（ディスク、テープ、フィルム）の企画、制作、製造、販売、貨与並びに版権事業
19. 海外の芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の招聘
20. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の肖像、署名、愛称等を使用したもの）の企画、販売並びに使用せしめる権利の管理
21. 書籍、楽譜等の印刷物の出版、販売
22. 広告宣伝の代理業務
23. インターネット等を利用した通信販売業務並びに各種情報提供サービス
24. 企業及び個人向けのイベント、研修会、講習会などの各種教育事業に関する企画、立案、制作、運営並びにコンサルティング業務
25. アパレル製品及び雑貨の企画、デザイン、製造、卸し、販売、輸出入並びにアパレル事業に関するコンサルティング
26. 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第3条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関構成）
第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株 式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、１１，２５０，０００株とする。

（自己の株式の取得）
第7条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第8条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利。
2. 会社法１６６条第１項の規定による請求をする権利。
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3　会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株主総会

（招 集）
第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
2　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が株主総会を招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によ

り、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供処置等）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）
第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）
第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任の方法）
第20条　取締役は、株主総会において選任する。
2　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（招集権者及び議長）
第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長とな

る。
2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第24条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役会及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第26条 当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）
第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第30条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第31条 当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任の方法）
第32条 監査役は、株式総会において選任する。
2　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3　当会社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数

を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する

（監査役会規程）

第38条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第40条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章　会計監査人

（会計監査人の選任の方法）

第41条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第42条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章　計　算

（事業年度）
第43条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第44条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第45条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。
３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の除斥期間）
第46条　配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

改定　２０２２年　　２月　９日
改定　２０２２年　　９月１２日
改定　２０２２年　１０月１１日
改定　２０２３年　　４月　４日